

# アルミニウム合金製のカーポート等の確認申請手続きについて

富山県土木部建築住宅課

都市計画区域内でアルミニウム合金製のカーポート等の建築物を建築する場合には、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請の手続きが必要です。

建築基準法及び建築基準法施行令に基づき、平成14年にアルミニウム合金造建築物に関する告示が公布・施行され、特別な手続きをしない通常の建築物として建築確認を得て建築することが可能となっています。

つきましては、カーポート等を建築する場合には、建築確認申請の手続きをして頂きますようお願いいたします。なお、確認申請の手続きについては、各土木センターの建築課（富山市又は高岡市内での建築については、それぞれの建築指導課）へご相談ください。

## ○カーポートの仕様等について

原則として延べ面積が50平方メートル以下とする必要があります。（木造住宅等に付加的に設置する場合は、30平方メートル以下とすること。）

ただし、50平方メートルを超える場合は、別途構造計算を行い安全性を確認することにより建築が可能となります。その他構造方法等については、下記の窓口へ御確認ください。

名 称	連絡先	所轄区域
富山市役所建築指導課	富山市新桜町 7-38 TEL 076-443-2108	富山市
高岡市役所建築指導課	高岡市広小路 7-50 TEL 0766-20-1429	高岡市
新川土木センター建築課 (魚津総合庁舎内)	魚津市新宿 10-7 TEL 0765-22-9117	魚津市、滑川市、黒部市、 下新川郡入善町、朝日町
富山土木センター建築課 (富山総合庁舎内)	富山市舟橋北町 1-11 TEL 076-444-4449	中新川郡上市町、立山町、 舟橋村
高岡土木センター建築課 (高岡総合庁舎内)	高岡市赤祖父 211 TEL 0766-26-8426	射水市、氷見市、小矢部市
砺波土木センター建築課	南砺市寺家 330 TEL 0763-22-6271	砺波市、南砺市

ご質問は、富山県土木部 建築住宅課 建築指導係までご連絡願います。電話 076-444-3356